

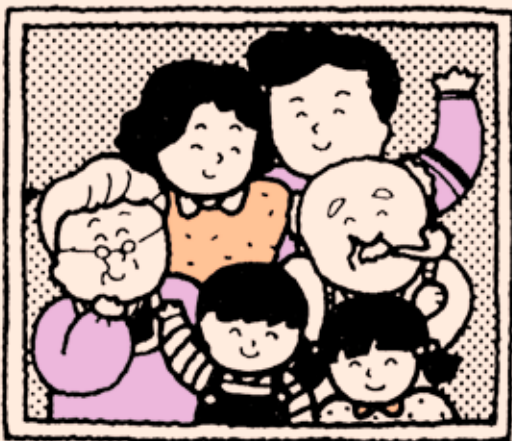
ゆうゆう年金プラン

(拠出型企業年金保険)

加入・変更お申し込みのご案内

制度の特長

1. 在職中に掛金の払込みが完了します。
2. 税制適格コースは個人年金保険料控除の対象になります。
3. 自由選択コースは生活設計にあわせて年金コース・一時金受取コースを選択できます。
4. 積立方法は、月払に加えて半年払、一時払もあります。
5. ご自分の生活設計にあった年金コースを自由に選べます。



Web手続きができるようになりました!

二次元コードからアクセス



団体アクセスキー(半角)

kenseikyo

詳しくは別紙のWeb手続きのご案内をご覧ください。

令和7年度より 県職員の定年年齢の引き上げに伴い、掛金払込完了期日が62歳に達した日の属する月の末日となりました。

この保険は、自助努力による老後生活資金の準備等を目的とした企業年金保険で、当パンフレットに記載の保険料額等からお申込みいただけます。保険料・保険料払込方法・保険料払込期間・給付内容(給付事由・給付金額など)がご意向に沿った内容となっているか、お申込み前にご確認をお願いします。

〈個人情報に関するお知らせ〉

当保険の運営にあたっては、新潟県職員生活協同組合(以下、協同組合)は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)〔以下、個人情報〕を取扱い、協同組合が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社)を含みます。以下同じ)へ提出いたします。

協同組合は、当保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。

生命保険会社は受領した個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用(注)いたします。

- ①各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、一時金・年金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

また、協同組合および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続き協同組合および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

ただいま、年1回の申込受付中

申込締切日 7月10日(金) 生協必着

7月24日(金)一時払入金締切

新潟県職員生活協同組合

(〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 ☎025-285-3255)

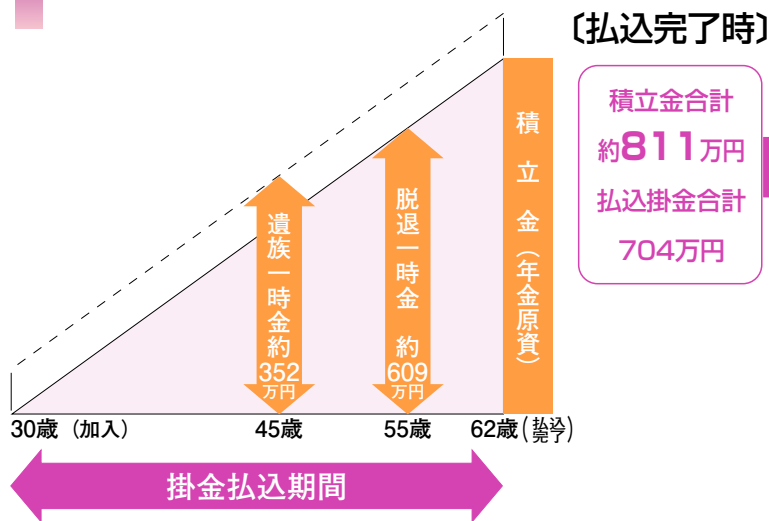
制度のしくみ

ご加入例

加入年齢……30歳(男性)
 掛金払込完了年齢……62歳
 掛金……月払10口(10,000円)+半年払50口(50,000円)

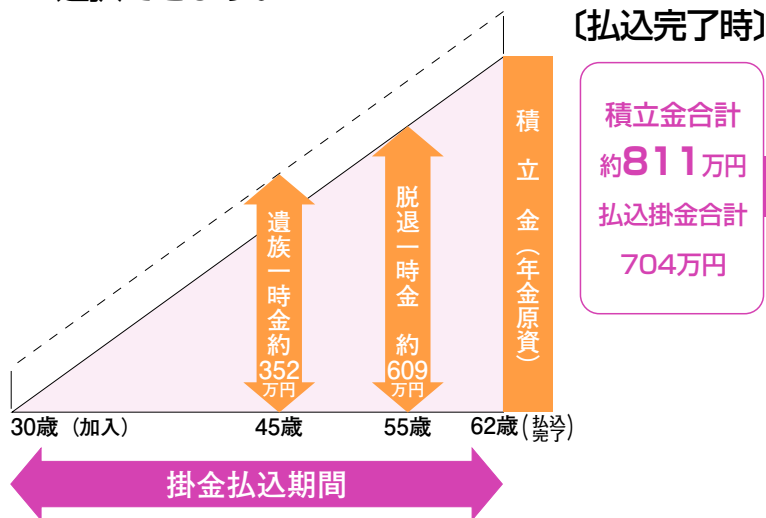
税制適格コース

個人年金保険料控除の対象となる年金選択コースです。



自由選択コース

払込完了後生活設計にあわせて年金コース・一時金受取コースから選択できます。



〔掛金払込期間中の給付内容〕

脱退一時金	掛金払込期間中に途中で脱退された場合、積立金が加入者本人へ給付されます。
遺族一時金	掛金払込期間中に死亡された場合、脱退一時金に月払掛金と半年払掛金のそれぞれ1回分を加算した額が遺族*1に給付されます。

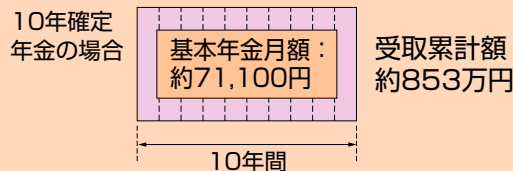
*1 遺族とは、加入者の配偶者とします。ただし、配偶者がいない場合には、民法第5編第2章に定める相続人(法定相続人)の規定を準用します。

年金コース

年金コースを選択されると加入者が年金受取人となります。

確定年金 (5年・10年・15年)

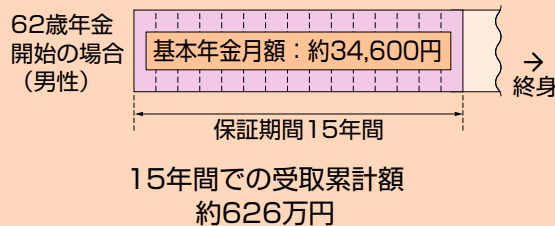
●年金受取人の生死にかかわらず、年金受取人またはその遺族*2に所定の期間年金が支払われます。



※「5年確定年金」については「自由選択コース」からのみ選択可能です。

15年保証終身年金

●年金受取人が生存しているかぎり、終身にわたって年金が支払われます。
 ●15年の保証期間中に年金受取人が死亡された場合には、残存保証期間中、遺族*2に年金が支払われます。



*2 遺族とは民法第5編第2章に定める相続人(法定相続人)の規定を準用します。

一時金受取コース

約 8,112,900円

払込掛金累計 7,040,000円

●払込完了時、積立金を一時金で受け取ることができます。
 ●年金コースとの併用もできます。

〔配当金が生じた場合のお取扱い〕

●配当金が生じた場合は、つぎのとおりお取扱いします。
 ・年金支払開始前は、積立金の積増のための保険料に充当します。
 ・年金支払開始後は、年金の増額のための保険料に充当します。

コースの選択(コースの併用選択もできます。)

給付のお取扱い

年金コース	税制適格コース	自由選択コース
◆選択種類	<ul style="list-style-type: none"> ●10年確定年金 ●15年確定年金 ●15年保証終身年金 	<ul style="list-style-type: none"> ●5年確定年金 ●10年確定年金 ●15年確定年金 ●15年保証終身年金
◆選択時の条件	加入期間が10年以上でかつ以下に当てはまる場合。 ●払込完了期日(62歳)に達したとき、または満60歳以上でこの制度から脱退した場合、上記3種類の中から1つ選択することができます。 ●満55歳以上満60歳未満で脱退し、満60歳未満で受取を開始する場合は、15年保証終身年金となります。満55歳以上満60歳未満で脱退し、確定年金を選択する場合は、年単位で最長5年間繰延べることにより、満60歳以上まで受取を延期しなければなりません。	加入期間が2年以上でかつ以下に当てはまる場合。 ●払込完了期日(62歳)に達したとき、または満55歳以上でこの制度から脱退した場合、上記4種類の中から1つ選択することができます。
◆年金受取人	年金(給付金)の受取人は加入者です。 (年金受給中に年金受取人が死亡された場合は、遺族*3に残存保証期間の年金が支払われます。)	
◆最低年金月額	制限はありません。 (月額1万円未満の少額年金もお支払いできます。)	基本年金月額1万円以上 (月額1万円未満の場合は、一時金でのお支払いとなります。)
◆年金支払方法	年4回(3月、6月、9月および12月)3ヵ月分ずつ年金受取人にまとめてお支払いします。	
◆受給権取得後の取扱い	年金受給開始後の年金種類の変更はできません。年金受給権取得時または年金受給開始後、年金受取人からご希望があれば、将来の年金支払に代えて、残存保証期間の未支払年金現価を一時金としてお支払いします。「15年保証終身年金」については、保証期間経過後年金受取人が生存されているとき、年金のお支払いを再開します。ただし、年金の支払再開後の一時金のお取扱いはできません。なお、年金受取人が死亡され遺族*3が残存保証期間の年金を受け取られる場合、ご希望があれば、将来の年金支払に代えて、残存保証期間の未支払年金現価を一時金としてお支払いすることもできます。	
◆繰延	お申し出により1年単位で最長5年間、年金受給権の取得を繰延べ、年金の支払開始を延期することができます。ただし、税制適格コース・自由選択コースの両方に加入している方が繰延を申し出た場合、年金の支払開始は両コースともに延期されます。(いずれか一方のコースのみ繰延べることとはできません。)なお、繰延期間中、掛金の払込および減口の取扱いはできません。	
	繰延をしないと仮定した場合の基本年金月額が1万円未満のときはお取扱いできません。	
◆払込完了時における提出書類	年齢満62歳に達した日の属する月の2か月前に県職員生協より給付金請求に関するご案内をお渡しします。	

*3 年金受取人が死亡の時の遺族とは、民法第5編第2章に定める相続人(法定相続人)の規定を準用します。

給付額試算表

月払10口 10,000円加入の場合

1口=1,000円

加入期間	払込掛金計	積立金 (脱退一時金)	基本年金月額
			10年確定年金の場合
1年	120,000円	約116,900円	—
3年	360,000	354,500	約(3,100)円
5年	600,000	597,100	(5,200)
6年	720,000	720,300	(6,300)
7年	840,000	844,800	(7,400)
10年	1,200,000	1,226,200	10,700
15年	1,800,000	1,889,400	16,500
20年	2,400,000	2,588,900	22,700
25年	3,000,000	3,326,800	29,100
30年	3,600,000	4,105,400	36,000
32年	3,840,000	4,428,800	38,800

半年払50口 50,000円加入の場合

1口=1,000円

加入期間	払込掛金計	積立金 (脱退一時金)	基本年金月額
			10年確定年金の場合
1年	100,000円	約97,300円	—
3年	300,000	294,900	約(2,500)円
5年	500,000	496,700	(4,300)
6年	600,000	599,200	(5,200)
7年	700,000	702,700	(6,100)
10年	1,000,000	1,020,000	(8,900)
15年	1,500,000	1,571,600	13,700
20年	2,000,000	2,153,500	18,800
25年	2,500,000	2,767,200	24,200
30年	3,000,000	3,415,000	29,900
32年	3,200,000	3,684,100	32,300

一時払100口 100,000円加入の場合

1口=1,000円

加入期間	払込掛金計	積立金 (脱退一時金)	基本年金月額
			10年確定年金の場合
1年	100,000円	約101,100円	—
3年	—	103,300	約(900)円
5年	—	105,500	(900)
6年	—	106,600	(900)
7年	—	107,700	(900)
10年	—	111,200	(900)
15年	—	117,300	(1,000)
20年	—	123,800	(1,000)
25年	—	130,700	(1,100)
30年	—	138,100	(1,200)
32年	—	140,900	(1,200)

○給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表(しくみ図)の金額は、つぎの条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

①月払は2,650口、半年払は5,810口、一時払は2,300口を常に維持していること。

②加入者全員の掛金が払込月の1日に入金されたものであること。

③給付額試算表(しくみ図)の給付額は、各取扱生命保険会社の予定利率等(令和8年3月1日現在)および引受割合(令和8年3月1日現在)に基づき計算しております。なお、予定利率等については、将来変更される場合があります。

自由選択コースの場合、基本年金月額が1万円未満の場合は一時金でお支払いします。(給付額試算表の括弧内の数値については一時金での取扱いとなります。)

積立金(脱退一時金)は、加入(増口)後一定の期間において、払込掛金の合計を下回る場合があります。

記載の給付額試算表(しくみ図)には、配当金を加算しておりません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によっては、お支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には、積立金の増に充当されます。年度途中で脱退された場合には、その年の配当金がありません。

*掛金には制度運営費(月払掛金の3%、半年払掛金の3%)が含まれております。(掛金とは、保険料に制度運営費を加算したものをいいます。)

ご加入に際して

	税制適格コース	自由選択コース
1. 制度加入・変更日	令和8年9月1日	
2. 加入資格	新潟県職員生活協同組合の組合員で加入日現在、健康で正常に勤務されている以下の年齢の方で給与天引きできる方。	
年 齢	・満15歳以上満52歳未満（掛金払込完了期日までの予定加入期間が10年以上の方）	・満15歳以上満60歳未満（掛金払込完了期日までの予定加入期間が2年以上の方）
3. 掛金	各コースごとに1口1,000円としてつぎの範囲で取扱います。 月 払 1口 (1,000円)～ 50口 (5万円) 1口単位 半年払 30口 (10,000円)～ 300口 (30万円) 10口単位 一時払 100口 (100,000円)～ 5,000口 (500万円) 100口単位 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> 1. 掛金は加入者負担とし、各コースとも半年払・一時払のみの加入はできません。 2. 一時払は加入時より通算して500万円を限度とし、かつ退職時（年金受給権取得時）の一時払で、確定年金を選択する場合、退職時における積立金を限度とします。 また、年金受給権の取得を繰延べる場合、繰延後の一時払の取扱いはできません。 3. 掛金には制度運営費（月払掛金の3%、半年払掛金の3%）が含まれています。 </div>	
4. 新規加入・増口	年1回(9月1日)新規加入および加入口数の増口を取扱います。	
5. 掛金の減額・払込中断（掛金の全部中止・一部中止）	別表の①～⑦の事由に該当する場合は、掛金の払込を中止することができます。なお、払込中止をした場合には積立金は払い出しせず、そのまま据え置かれます。 ●全部中止とは、コースごとまたは税制適格・自由選択両コースともに月払・半年払・一時払のすべての払込を中止することをいいます。 ●一部中止とは、全部中止以外の場合をいいます。	
払込中断（全部中止）	払込期間が10年以上経過した場合についてのみお取扱いたします。	お取扱いたします。
減額（一部中止）	お取扱いたします。ただし、月払最低1口(1,000円)を継続して払込んでいただきます。	
6. 払込再開	掛金の払込中止事由解消後、お申し出により再開します。なお、一部中止後の増口は年1回(9月1日)とします。	
7. 積立金の払い出し（掛金の減口）	別表の①～⑥の事由に該当する場合は、積立金を払い出すことができます。	
コースの解約（掛金の全部減口）	お取扱いたします。（掛金の払込を止め、積立金をすべて払い出します。） （注）どちらか一方のコースのみ加入の場合は脱退となります。	
一部解約（減口同時増口）	お取扱できません。	●払込掛金を変更せずに必要な金額を払い出すことができます。（一部解約後の掛金は、減口と同時に増口されます。） ●一部解約の申出金額を一時払部分、半年払部分、月払部分の順に口数単位で取り崩します。
8. 脱退	掛金払込期間中に脱退した場合、積立金を脱退一時金としてお支払いします。	
9. 掛金払込期間中の死亡	加入者が掛金払込期間中に死亡したとき、脱退一時金に月払掛金と半年払掛金のそれぞれ1回分を加算した額を遺族に「遺族一時金」としてお支払いします。 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> 遺族とは加入者の配偶者とします。ただし、配偶者がいない場合には、民法第5編第2章に定める相続人（法定相続人）の規定を準用します。 </div>	
10. コース間の移行	税制適格コース・自由選択コースの掛金、積立金はそれぞれ区分して管理され、コース間の移行はお取扱できません。	
11. 掛金払込完了期日	年齢満62歳に達した日の属する月の末日となります。 ※今後、県職員の定年年齢の引き上げに伴い変更となる可能性があります。	
12. 制度の運営	本制度は、引受保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。	

〈別 表〉

- ①災害 ②疾病・障害（親族の疾病・障害および死亡を含む） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む）
 ⑤結婚（親族の結婚を含む） ⑥債務の弁済 ⑦その他、掛金の拠出に支障がある場合

■税務上の取扱

〔令和8年2月現在の税制〕

保 険 料	税制適格コースは個人年金保険料控除の対象となります。 自由選択コースは一般の生命保険料控除の対象となります。 ※両コースとも、掛金から制度運営費を除いた額（保険料）が対象となります。	（所得税法第76条、地方税法第34条第1項第5号、第314条の2第1項第5号）
脱 退 一 時 金	一時所得となります。 課税対象額＝(脱退一時金－払込保険料累計額－50万円)× $\frac{1}{2}$	（所得税法第34条、同施行令第183条）
遺 族 一 時 金	相続税の対象となります。ただし、受取人が法定相続人の場合は「500万円×法定相続人数」までが非課税となります。	（相続税法第3条、第12条）
年 金	雑所得となります。 課税対象額＝基本年金年額＋増加年金年額－ $\left[\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金受取総額または見込額}} \right]$	（所得税法第35条、同施行令第183条）

拠出型企業年金保険契約は共同取扱契約であり、事務幹事保険会社が各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。また、この引受保険会社および引受割合は、将来変更することがあります。

引受保険会社

太陽生命保険株式会社 引受割合(63%) [事務幹事保険会社]

(令和8年3月1日現在)

明治安田生命保険相互会社 引受割合(28%)

第一生命保険株式会社 引受割合(9%)

なお、各引受保険会社の配当実績等により、給付金支払の引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。